

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第26号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(必要と認める図書)</p> <p>第10条 省令第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p>	<p>(必要と認める図書)</p> <p>第10条 省令第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書（法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合するものに限る。）が交付された住宅である場合 当該住宅性能評価書の写し</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第10条第2号の規定は、この規則の施行の日以後にされる長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定の申請について適用し、同日前にされたこれらの規定に基づく認定の申請については、なお従前の例による。